



個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）を納入申告している皆様へ

# 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入がスタートします！

2021年10月から

## 電子化による入力支援

電子化により、合計金額の自動計算等の入力支援機能がご利用いただけます。

電子化

様式ごとの印刷

自動計算



フォームへの自動入力



## 全国の都道府県へ一括手続き

一括申告

一括納入



PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納入申告が可能です。

提出先の地方団体ごとに申告データを自動で振り分けて送信します。また、複数団体への納入もまとめて支払いが可能です。

## ●ご利用の流れ ※詳細は特設ページをご確認ください（2021年2月下旬開設予定）

### ●STEP1

利用届出（新規）を行い、利用者IDと暗証番号を取得します。（未取得の場合）



### ●STEP2

eLTAX対応ソフトウェアの設定等の準備作業を行います。PCdeskは無料でご利用いただけます。



### ●STEP3

電子申告を行います。画面入力やCSVデータ取り込みが可能です。



### ●STEP4

電子納入を行います。複数団体への納入もまとめて支払可能であり、便利です。



利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ

以下のサイトをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>



利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページのQRコードです。詳細は特設ページをご覧ください。

Q 電子納入には、どのような方法が用意されているでしょうか。

A 事前に金融機関へ口座登録（※1）を実施していただいたうえで、口座振替をご利用いただけます。その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧（※2）をご確認ください。 ※1 別段預金はご登録いただけません。 ※2 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

Q 電子申告と電子納入は別の日に実施しても良いでしょうか。

A 別の日に電子納入を実施することは可能です。ただし、納入日が申告日として扱われるため、期限内に申告データを送信した場合でも、期限後に納入した場合は、延滞金に加えて、不申告加算金を課される可能性があります。

Q これまでは銀行窓口で支払った際に領収書を受け取っていましたが、電子化後も受け取ることは可能でしょうか。

A 領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール発出及びメッセージボックスへのメッセージ格納で通知されます。また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能です。

Q 利子割について、支店・事業所ごとに特別徴収義務者番号が付与されていますが、eLTAXの利用者IDはそれぞれ取得可能でしょうか。

A eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としておりますが、利子割で支店ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位での利用者IDの取得も可能です。

Q eLTAXの利用者IDはいつから取得可能でしょうか。

A 利用者IDはいつでも取得可能です。（取得方法の詳細はeLTAXのホームページをご参照ください。）利子割・配当割・株式等譲渡所得割をご利用いただくためには、提出先の追加等の操作が必要ですが、そちらは2021年9月下旬より実施可能となる予定です。